

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年 3 月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 5 月 9 日

農村振興課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度地域計画調査分析業務

(2) 業務背景及び目的

ア 背景

これまで各市町村において、「人・農地プラン」を策定し、農地の効率的な利用と担い手の確保に向けて取り組まれてきたが、高齢化や人口減少の本格化により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。

これに対し国は農業経営基盤強化促進法を一部改正し、農地の集約化等に向けた取組みを加速させるため、「地域計画」を法定化した。

地域計画は、地域の目指すべき将来の地域農業の在り方や、目標とする農地利用の姿を示した地図（目標地図）を明確にした将来ビジョンであり、本県では 77 市町村で 437 計画が策定され、公表されている（令和 7 年 3 月末日現在）。

イ 目的

県では地域計画に係る市町村の取組みのなかで、地域での協議により「守るべき農地」が明確化され、将来的に「守るべき農地」に対する効果的かつ効率的な支援の実施を検討している。

これに先立ち、本業務では、地域計画の調査・分析により「守るべき農地」を明らかにすることを目的としている。

また、地域計画の実現に向けて県や市町村等に対して「守るべき農地」への支援策等について提言するとともに、農業委員会や地域農業者等が活用できる有用な取組事例等の知見について収集・分析及び公表を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

ア 県内 77 市町村が策定し、公表している地域計画について、計画本体の分析や現地聞き取り及びアンケート調査等を実施し、「守るべき農地」がどのような観点で定められているかについて分析を実施すること。

なお、分析・調査の対象市町村を77市町村以下とする場合は、本県農業の実情や地域特性などを考慮した上で地域、経営作目等がまんべんなく含まれるように実施すること。

イ 地域計画の実現に向けて、「守るべき農地」に対し県や市町村等がどのような支援（施策）を実施することが効果的であるかについて提案する。

- ウ 「守るべき農地」が地域計画の取組を通じて明らかになるためにどうすればよいかを提案する。
- エ 調査及び分析結果について、以下のとおり報告会等を開催すること。
 - (ア) 中間報告会（令和7年8月末日（予定））
県・市町村等の関係者を対象に令和8年度の施策立案に活用するための中間報告会（開催方法は問わない）を開催する。
 - (イ) 調査報告会（令和8年2月（予定））
県・市町村及び農業委員会や農業者等を対象として、本業務の調査結果について報告会を1回以上（開催方法は問わない）開催する。
- (4) 仕様等
別添仕様書（案）のとおり
- (5) 企画提案を求める具体的内容の項目
 - ア 業務の実施内容
調査分析の対象・手法、報告の対象・手法
 - イ 業務の実施方法
業務の運営体制、実施スケジュール等
 - ウ 自由提案（任意）
- (6) 業務の実施場所
県内外
- (7) 履行期間又は履行期限
契約締結日から令和8年3月6日まで
- (8) 費用の上限額
5,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、これを証する契約書等の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市南長野幅下692-2
	長野県農政部農村振興課地域営農係
電 話	026-235-7245（直通）
ファクシミリ	026-235-7483
メール	noson-chiei@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年5月14日午後5時必着（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）

- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農村振興課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（(6) ①）の3日前までに、書面により農村振興課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農村振興課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は実施しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 令和7年5月15日（木）午後5時まで。
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 農村振興課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年5月21日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表（例）による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付期間 令和7年5月15日（木）午後5時まで。
 - ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
 - ④ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
 - ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和7年5月26日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで）
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出部数 7部（原本1部、副本6部）
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに農村振興課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認し

てください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目		評価内容	配点
1	理解度	○本業務の背景、課題等に対する理解度が高く、提案内容の着眼点、企画力が優れ、仕様書の内容を満たした効果的な提案となっているか。	20点
2	体制・実績	○効果的な業務体制が作られているか。 ○県及び関係団体等と円滑なコミュニケーションが図れるか。 ○調査・分析に係る業務実績は豊富か。 ○スタッフの人選は適切で、優れた実績を有しているか。	20点
3	企画 業務 の内容	○十分な専門的知識やノウハウ等を有し、本業務の目的に対する深い理解に基づき成果を最大とするための企画となっているか。また、そのために適切な調査対象や調査手法の選定を行っているか。 ○県が「守るべき農地」への効果的な支援を行うために必要な施策を検討するために有用な調査・分析が得られると見込まれる企画内容となっているか。 ○業務が効果的・効率的に履行できる提案内容であるか。	30点
	実効性	○スケジュールが計画的であり、履行期間内における効果的な事業の進め方ができるか。	20点
4	経済性	○見積金額が上限の範囲内で、適正な価格となっているか。 ○予算内で最大限の効果を出すことができる提案となっているか。	10点
合 計			100 点

(7) 企画提案の選定の方法

① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

② プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和7年5月28日（水） オンライン

※実施方法及び時間については参加者に個別に連絡します。

③ プレゼンテーション審査を行い、委託契約候補者1名を選定します。

④ 審査は、6－(6)の評価基準に基づき採点に基づき採点します。

⑤ 各審査委員が行った採点に基づき、委託候補者の順位付けを行い、1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点の順位点を付けるものとします。

⑥ 各審査委員の順位点を総計し、最高得点者を委託候補者として選定します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により農村振興課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により農村振興課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案

評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、農村振興課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農村振興課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を農村振興課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、農村振興課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3(4)に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。